令和２年度税財政等に関する提案

（R元. ７月提言からの主な変更点及び重要な論点）

【総論】 Ⅰ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

Ⅱ 地方創生の推進

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

令和元年11月

全国知事会 地方税財政常任委員長 石井隆一

Ⅰ　地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

１　地方一般財源総額の確保・充実

〔令和元年度税財政等に関する提案　P３・４〕

○　2020年度（令和２年度）の概算要求に伴う地方財政収支の仮試算では、地方の一般財源総額は、新経済・財政再生計画等を踏まえ、2019年度（令和元年度）地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされ、社会保障関係費の増等を踏まえ2019年度（令和元年度）を1.3兆円上回る64.0兆円と試算。

○　2020年度（令和２年度）においては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべき。

令和２年度　地方財政収支の仮試算【概算要求時】

（兆円）

区　分		R元年度	R2年度	増減
歳出	給与関係経費	20.3	20.4	0.1
	一般行政経費	38.4	40.2	1.7
	投資的経費	13.0	13.0	0.0
	その他	17.8	18.0	0.1
	計	89.6	91.6	2.0
歳入	地方税等	42.9	43.6	0.8
	地方交付税	16.2	16.8	0.6
	国庫支出金	14.7	15.4	0.7
	地方債	9.4	9.5	0.1
	臨時財政対策債	3.3	3.4	0.1
	その他	6.4	6.1	△ 0.3
	計	89.6	91.6	2.0
	うち「一般財源」	62.7	64.0	1.3
	うち（水準超経費除き）一財	60.7	61.7	1.0

令和２年度　地方交付税の姿【概算要求時】

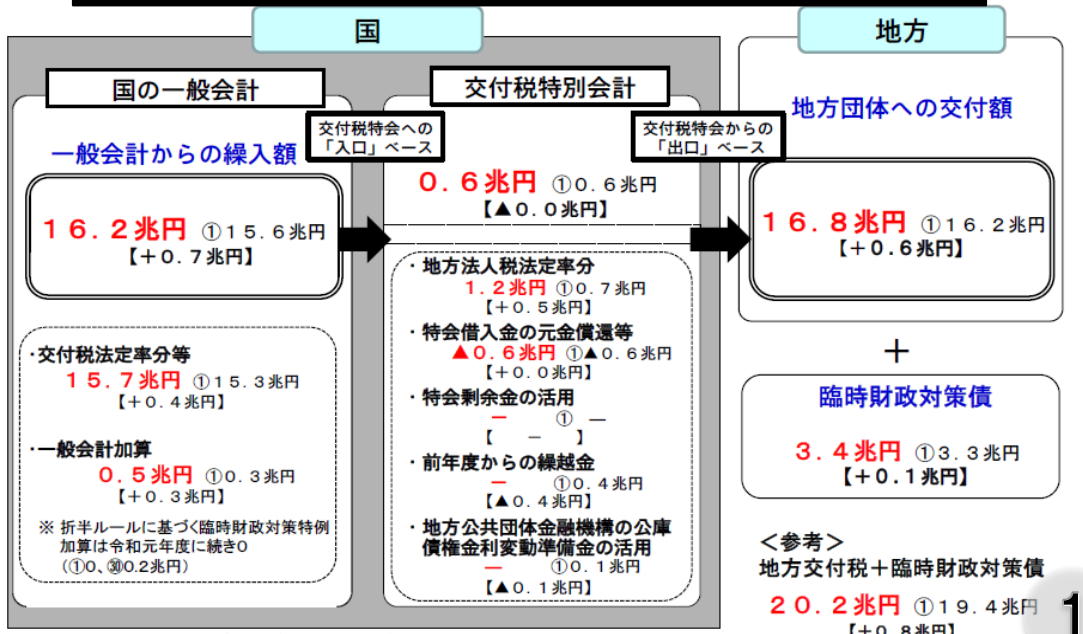

（注1）四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある
（注2）【 】内は令和元年度地方財政計画からの増減額

（総務省資料を基に作成）

2　地方法人課税の偏在是正措置による財源の活用

〔提案本文　P5〕

○　2019年（令和元年）10月１日の消費税・地方消費税率引上げ時に地方法人特別税・譲与税の廃止と、それに代わる地方法人課税の偏在是正措置として、**法人住民税法人税割の地方交付税原資化**がさらに進められている。また、2019年度（令和元年度）税制改正において、2019年（令和元年）10月１日から**特別法人事業税・譲与税の創設による地方法人課税の新たな偏在是正措置**が講じられている。

○　これらの**偏在是正措置により生ずる財源については**、都市と地方が支え合う持続可能な社会の構築に向けて、**その全額を地方財政計画に必要な歳出として計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性ある偏在是正措置となるようにすべき**。

地方法人課税における新たな偏在是正措置

R元税制改正 総務省資料より

○　地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。（令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用）

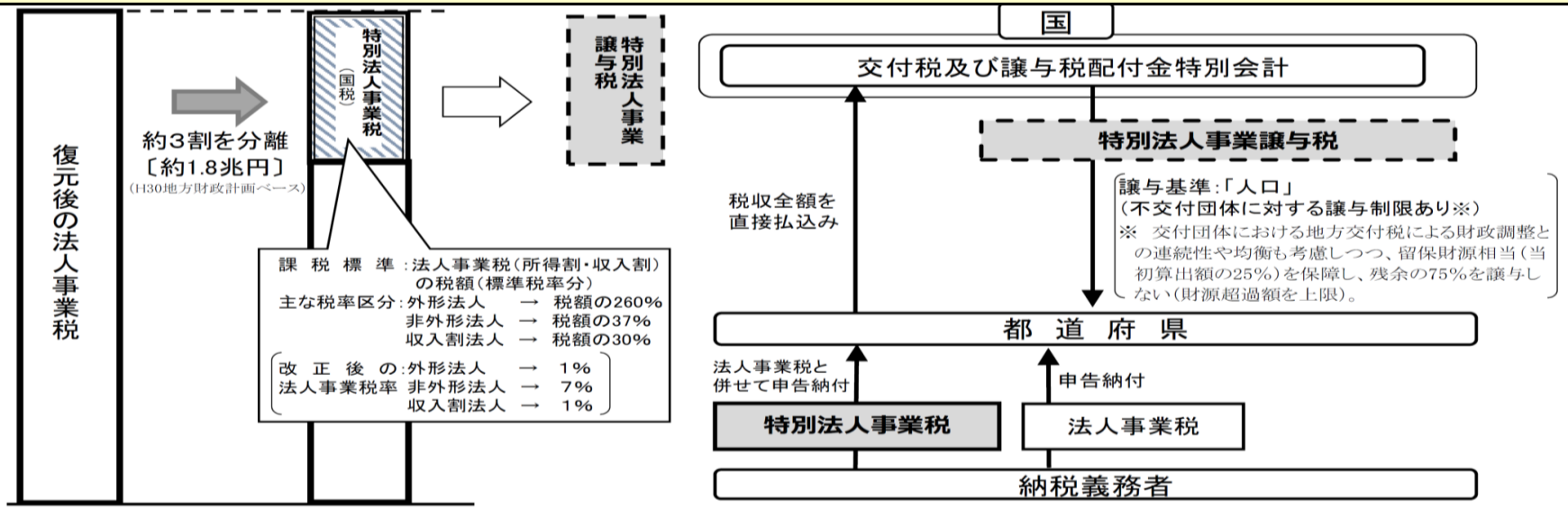

※ **新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。**（「骨太の方針2019」（2019.6.21閣議決定））

平成20年度税制改正での地方法人特別税・譲与税創設の際は、偏在是正による財源の全額を地方財政計画に計上し、地方に配分

3　幼児教育・高等教育の無償化への対応

〔提案本文　P5〕

○　幼児教育・高等教育の無償化に要する地方負担については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すべき。併せて、2019年度（令和元年度）の臨時交付金については、地方団体の負担相当額が交付総額（2,349億円）を上回った場合であっても、地方負担分を全額国費で措置すべき。

幼児教育の無償化に係る財源の確保

R元地財対策 総務省資料より

○ 令和元年度（初年度）は、消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分（2,349億円）を措置する臨時交付金（子ども・子育て支援臨時交付金）を創設し、全額国費により対応。
○ 令和2年度（2年目）以降の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保。その上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入。

法律上の位置付け（予定）	区分		財源負担割合 国	都道府県	市町村	令和元年度所要額	国	都道府県	市町村
子どものための教育・保育給付（施設型給付費（地域型保育給付費含む））	＜新制度＞保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515
		公立	－	－	10/10	818	0	0	818
子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）	＜旧制度＞私立幼稚園等		1/2	1/4	1/4	696	348	174	174
	認可外保育施設		1/2	1/4	1/4	153	77	38	38
	預かり保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、病児保育		1/2	1/4	1/4	155	78	39	39
合計						3,882	1,532	766	1,584

（注1）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。
（注2）令和元年度の幼児教育の無償化に係る地方負担分（上表太枠囲み部分：2,349億円）については、臨時交付金を創設し、全額国費で対応。

地方負担額：令和元年度　計2,349億円
令和2年度　計4,698億円

4　臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

〔提案本文　P6・7〕

○　2020年度（令和２年度）の概算要求に伴う地方財政収支の仮試算においては、2019年度（令和元年度）に引き続き折半対象財源不足が計上されず、臨時財政対策債は前年度から0.1兆円増の3.4兆円とされ、また、交付税率の引上げについて事項要求されているところ。

○　極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るべき。また、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すべき。

地方の財源不足額と地方税収

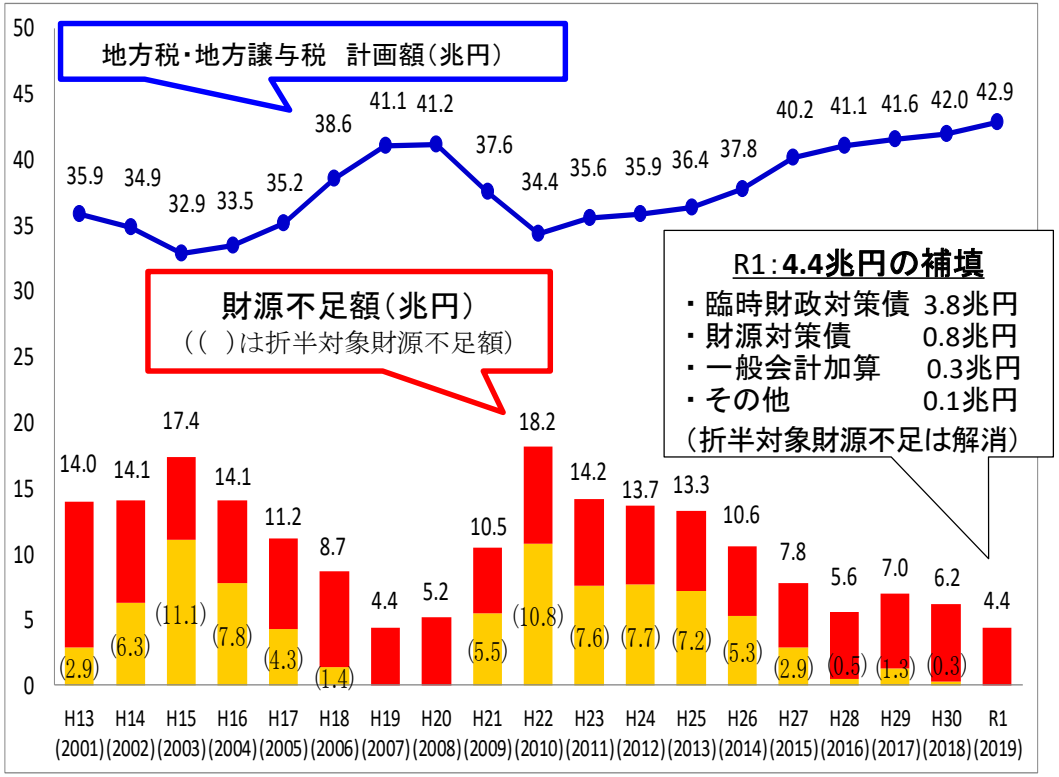

臨時財政対策債等の累積残高の推移

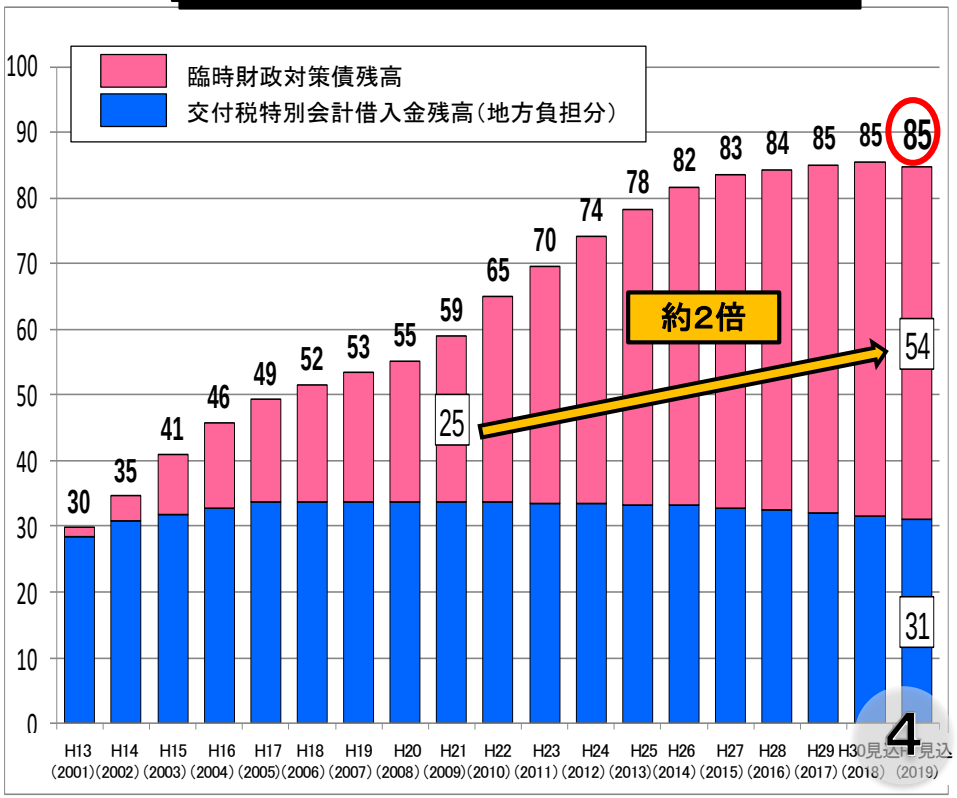

5　大規模災害からの速やかな復旧・復興

〔提案本文　P7・8〕

○　熊本地震や鳥取県中部地震、大阪府北部を震源とする地震、平成30年７月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、相次いで発生している風水害をはじめとした**大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要がある**。

○　そのため、**新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講ずるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべき**。

＜参考＞　近年の主な災害状況

	時　期		概　要	主な被害状況	
				人的被害	住宅被害
大阪府北部地震	平成30年度（2018年度）	6月18日	マグニチュード6.1 最大震度6弱	死者4名、 重傷15名、軽傷419名	全壊9棟、半壊87棟、一部破壊27,096棟
平成30年7月豪雨		6月28日 ～7月8日	1時間最大降水量129.0ミリ 最大瞬間風速43.7m/s	死者237名、行方不明者8名、 重傷123名、軽傷309名	全壊6,767棟、半壊11,243棟、一部破壊3,991棟、 床上浸水7,173棟、床下浸水21,296棟
平成30年台風第20号		8月20日 ～8月24日	1時間最大降水量89.5ミリ 最大瞬間風速52.3m/s	重傷2名、軽傷27名	一部破壊47棟、 床上浸水6棟、床下浸水22棟
平成30年台風第21号		9月3日 ～9月5日	1時間最大降水量92.0ミリ 最大瞬間風速58.1m/s	死者14名、 重傷46名、軽傷897名	全壊26棟、半壊189棟、一部破壊50,083棟、 床上浸水66棟、床下浸水505棟
平成30年北海道胆振東部地震		9月6日	マグニチュード6.7 最大震度7	死者41名、 重傷18名、軽傷731名	全壊409棟、半壊1,262棟、一部破壊8,463棟
平成30年台風第24号		9月28日 ～10月1日	1時間最大降水量96.0ミリ 最大瞬間風速56.6m/s	死者1名、行方不明者1名、 重傷22名、軽傷173名	全壊14棟、半壊94棟、一部破壊1,749棟、 床上浸水22棟、床下浸水115棟
山形県沖を震源とする地震	令和元年度（2019年度）	6月18日	マグニチュード6.7 最大震度6強	重傷9名、軽傷34名	半壊36棟、一部破壊1,245棟
令和元年6月下旬からの大雨		6月28日 ～7月5日	1時間最大降水量81.0ミリ 6/28～7/5最大総降水量1,89.5ミリ	死者2名、重傷1名、軽傷4名	全壊9棟、半壊6棟、一部破壊27棟、 床上浸水84棟、床下浸水321棟
令和元年台風第10号		8月12日 ～8月17日	1時間最大降水量64.0ミリ 最大瞬間風速41.9m/s	死者2名、重傷7名、軽傷49名	一部破壊12棟、 床上浸水1棟、床下浸水1棟
令和元年8月の前線に伴う大雨		8月26日 ～8月29日	1時間最大降水量110.0ミリ 最大期間降水量626.5ミリ	死者4名、重傷1名、軽傷1名	全壊10棟、半壊1棟、一部破壊14棟、 床上浸水1,740棟、床下浸水3,955棟
令和元年台風第15号		9月7日 ～9月9日	1時間最大降水量109.0ミリ 最大瞬間風速58.1m/s	死者1名、重傷12名、軽傷138名	全壊219棟、半壊2,126棟、一部破壊39,828棟、 床上浸水86棟、床下浸水111棟
令和元年台風第17号		9月19日 ～9月24日	1時間最大降水量109.5ミリ 最大瞬間風速47.7m/s	死者1名、重傷3名、軽傷62名	一部破壊555棟、 床上浸水14棟、床下浸水32棟
令和元年台風第19号		10月10日 ～10月13日	1時間最大降水量95.0ミリ 最大瞬間風速44.8m/s	死者91名、行方不明者9名、 重傷38名、軽傷431名	全壊1,367棟、半壊4,973棟、一部破壊6,232棟、 床上浸水33,820棟、床下浸水37,523棟

※ 一部は速報であり、今後、数値等が変わることがある。

６　会計年度任用職員制度の導入に向けた対応

〔提案本文　P9〕

○　2020年度（令和２年度）に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査等を踏まえ、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すべき。

会計年度任用職員制度の導入について（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律）

○　地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の３類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備〔平成２９年法律第２９号〕

１．地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（⑰45.6万人→⑳49.8万人→㉔59.9万人→㉘64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

（１）　特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

①　通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。

②　「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

（２）一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

２．地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

○ 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】令和２年４月１日

Ⅱ　地方創生の推進

１　第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

〔提案本文　P10〕

○　第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、**地方の意見を十分に反映するとともに、Society5.0の実現やSDGs達成に向けた取組み、外国人材の受入れなど、社会変化を見据えた戦略となるよう努めるべき**。

２　地方創生・人口減少対策のための財源確保

〔提案(案)本文　P11〕

○　地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくために、**「まち・ひと・しごと創生事業費」（１兆円）を拡充・継続**し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべき。

○　**「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、拡充・継続を図るべき**。また、ハード整備割合や交付額上限の目安の見直し、複数年度の事業（地方創生に向けた効果の高い大規模な事業等）の対象への追加など、**地方の意見等を十分に踏まえ、より弾力的で柔軟な運用を図るべき**。

地方創生推進交付金

２年度概算要求額　１，２００億円
（元年度予算額　１，０００億円）

国1/2、ソフト事業中心

【対象事業】

・先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開を図る取組
・わくわく地方生活実現政策パッケージを踏まえた、移住・起業・就業に係る経済負担の軽減

【交付上限額（元年度、事業費ベース）】

・都道府県　　先駆　６．０億円、横展開　２．０億円
・市区町村　　先駆　４．０億円、横展開　１．４億円
・中枢中核都市　先駆　５．０億円、横展開　１．７億円

地方創生拠点整備交付金

30年度２次補正予算額　６００億円

国1/2、ハード事業中心

【主な対象施設のイメージ】

・地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
・地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業に確実につながる施設　など

【交付上限額（30年度、事業費ベース）】

・都道府県　　３０億円　　・市区町村　１０億円
・中枢中核都市　２０億円

３　地方における５Ｇ・ＩＣＴインフラ整備への財政的支援等

〔提案本文　P11・12〕

○　第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、５Ｇをはじめとする未来技術の利活用を、来年度から次のステージを迎える地方創生の重要な柱の一つとして位置付け、併せて具体的な支援策を講ずるべき。

○　地方を含むエリアで早期に５Ｇサービスが開始されるとともに、離島や中山間地域など条件不利地域における基地局・光ファイバ網等の通信基盤が確実に整備され、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう、今後の政府予算の編成にあたり、国庫補助事業の拡充や自治体負担分が生ずる場合には十分な地方財政措置など、万全の対策を講ずるべき。

令和２年度概算要求（５Ｇ関係抜粋）

Ⅱ　Society 5.0時代の地域社会

３　Society5．0を支えるUCTインフラ整備

（1）高速・大容量の無線局を支える光ファイバの整備

【予算】高度無線環境整備推進事業　64.8億円（元年度　52.5億円）

・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、地理的に条件不利な地域において、電気通信事業者等が、高速・大容量無線局の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その事業費の一部を補助

（2）5G等の携帯電話基地局の整備促進

【予算】携帯電話等エリア整備事業　35.6億円（元年度　31.6億円）

・過疎地等の地理的に条件不利な地域において、地方公共団体が携帯電話等を利用可能とするために基地局施設等を整備する場合や、無線通信事業者が5G基地局などの高度化施設等を整備する場合に、その事業費の一部を補助

４　産業の高度化・新規産業の創出

（1）地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

【予算】地域課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証　70.1億円（新規）

・地域の企業や自治体をはじめ、様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築でき、地域課題解決に資することが期待されている「ローカル5G」等の実現に向け、地域のニーズを踏まえた開発実証を推進

4　「移住支援金制度」の活用促進

〔提案本文　P12・13〕

○　2019年度（令和元年度）当初予算で創設された「移住支援金制度」の更なる活用促進に向け、国による制度の周知・広報の充実を図るとともに、対象法人の資本金の額や支給対象者の在住・通勤期間の通算などの要件の緩和を、実態を踏まえ早期に検討し、年度内の見直しも含め弾力的な運用を図るべき。

地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援

	地方※1へ移住 （東京23区在住者又は23区への通勤者※2 が移住）	
地方※1での就業 （地方公共団体がマッチング支援の対象※3とした中小企業等に就業）	就業した場合 **最大100万円**	
地方※1での起業 （地域課題解決に資する社会的事業を起業）	起業した場合 **最大300万円** （最大100万円＋200万円）	（地方にいたまで） 起業した場合 **最大200万円**

○支援対象者の移住元に関する要件
以下のいずれかを満たす場合
・住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
・住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤をしていたこと。

〔拡充案〕
在住・通勤期間を通算5年以上

○対象法人の要件（就業の場合）
以下の全てを満たす法人
・官公庁等でないこと。
・資本金10億円以上の法人でないこと。
・みなし大企業（発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人等）でないこと。　など

〔拡充案〕
資本金100億円以下の中堅企業に対象を拡大

※1　東京圏の条件不利地域※4を含む。
※2　東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。
※3　都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。
※4　過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

５　人口減少対策等に資する新たな税財政措置

〔提案本文　P13・14〕

○　「地方拠点強化税制」については、制度の継続は当然行うべき。これまでの実績や効果なども踏まえたより実効性のある税制とすべく、地方拠点強化税制についても、支援対象として移転に関連する施設を追加するとともに、「施設整備計画」の認定要件となる常時雇用する従業員数要件の緩和、オフィス減税及び雇用促進税制の税額控除の拡充、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とするなど制度の更なる拡充を検討すべき。

地方拠点強化税制の創設（H27年度税制改正）

拡充型

地方にある、企業の本社機能等の強化

単独または複数市町村の地域連携により
概ね人口10万人以上の経済圏を構成すること

【設備投資減税】オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却15%または税額控除４％
（計画認定が平成29年度の場合の税額控除は２％）

【雇用促進税制】増加した雇用者１人あたり50万円を税額控除
（法人全体の雇用者数増加率10%未満の場合20万円/人）

【地　方　税】固定資産税、不動産取得税を減免
（地方交付税による減収補てんの対象）

移転型

東京23区からの本社機能（全部・一部）の移転の場合

【設備投資減税】オフィスに係る建物などの取得価額に対して
特別償却25%または税額控除７％
（計画認定が平成29年度の場合の税額控除は４％）

【雇用促進税制】増加した雇用者１人あたり80万円を税額控除

- 拡充型50万円/人に30万円を上乗せ
  （雇用者数増加率10%未満：20万円＋30万円＝50万円/人）
- 雇用が維持されれば上乗せ分30万円は３年間継続
- 上乗せ分30万円は東京からの転勤者にも適用

税額控除のイメージ

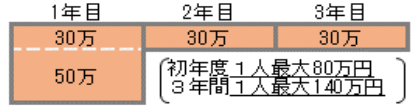

【地　方　税】固定資産税、不動産取得税に加え事業税を減免（地方交付税による減収補てんの対象）

拡充 平成29年度税制改正	・オフィス減税について、平成29年度に引下げ予定だった税額控除率を現行水準に維持 ・雇用促進税制について、質の高い新規雇用者の税額控除額を１人あたり10万円上乗せ ・移転型事業について、増加従業員数に関する要件（過半数が東京23区からの転勤者）を緩和
延長 拡充 平成30年度税制改正	・本特例措置の適用期限を２年間延長　【適用期限：令和2年3月31日】 ・施設整備計画の認定要件となる従業者数の増加要件を緩和（増加従業者数10人以上→5人以上） ・支援対象施設に工場内の研究開発施設を追加　など

「地方拠点強化税制」による減税額【試算】

	投資額	減税額計	減税内容（H28～H31）（万円）			
			オフィス減税	雇用促進税制	不動産取得税	固定資産税（3年間計）
A 社（拡充型）	約25億円	1．5億円	10,000	150（増加雇用者 15人中5人分）	3,000	2,217
B 社（拡充型）	約11億円	0．7億円	4,600	60（増加雇用者 4人中2人分）	1,560	1,152
C 社（拡充型）	約38億円	2．3億円	15,320	180（増加雇用者 6人分）	4,596	3,397
D 社（拡充型）	約18億円	1．1億円	7,351	180（増加雇用者 7人中6人分）	2,206	1,630
E 社（移転型）	約4億円	0．4億円	3,010	390（増加雇用者 4人分 [3年継続雇用]）	521	432

平成29年度税制改正において、雇用促進税制の拡充(質の高い雇用の場合、税額控除額を1人あたり10万円上乗せ)が図られたものの、依然として減税効果は小さい。

若い世代が安心して働ける質の高い雇用の場を地方に創出するため、制度の更なる拡充が必要。

６　「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」の運用

〔提案本文　P14・15〕

○　「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」について、制度の継続は当然行うべき。一層の活用促進を図るため、地方税と国税が協調して税額控除割合を拡大し、企業のインセンティブ効果を高めることや、柔軟に企業から寄附を受けやすくするために手続きを抜本的に簡素化することなどについて確実に実現すべき。

【現状】認定に当たっては、事業ごとに地域再生計画を作成。申請受付・認定は　年3回のみ。

⇒〔要望〕包括的・概括的な地域再生計画を一度作成すれば要件を満たすこととすること

例）100万円寄附すると、法人関係税において**最大約90万円**の税が軽減

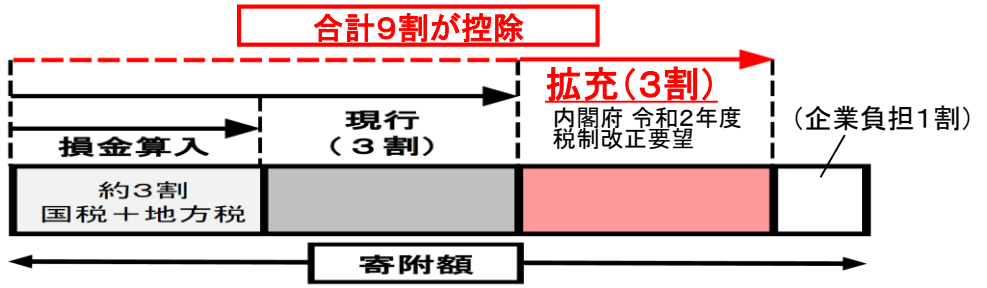

制度のポイント

○　企業が寄附しやすいように、・税負担軽減のインセンティブを2倍に　・寄附額の下限は10万円と低めに設定
○　寄附企業への経済的な見返りは禁止
○　寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

地方公共団体が設置した基金の積立てに寄附金を充てることにより、複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能【令和元年度～】

制度活用の流れ

（平成28年度から令和元年度までの特例措置）

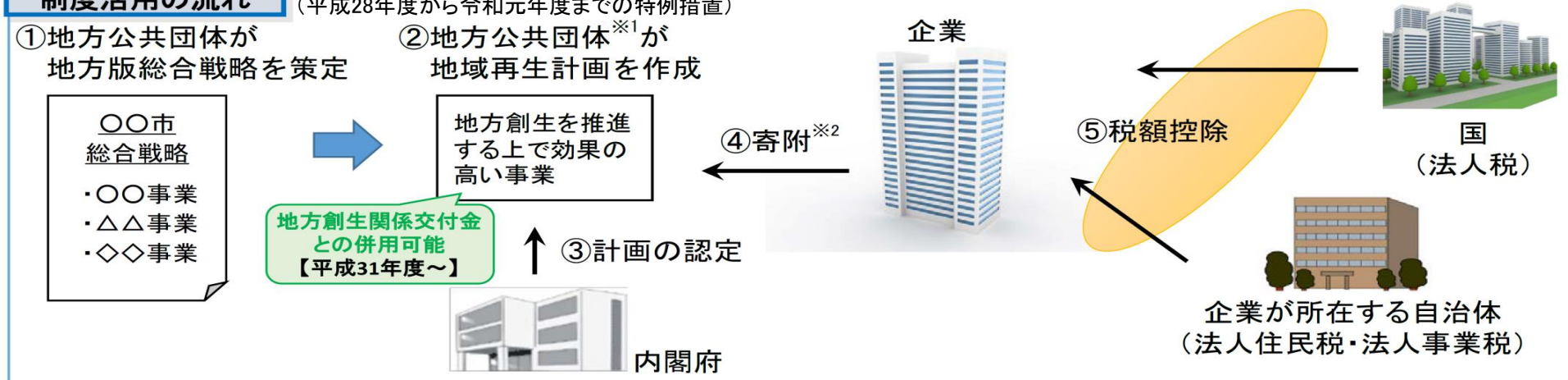

※1　不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
※2　本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

Ⅲ 税制抜本改革の推進等

法人事業税の収入金額課税について（経済産業省令和2年度税制改正要望）

要望内容　**電気・ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更**

【現行】収入金課税（税率約１．３%）

【改正後】一般の事業と同様に、
所得課税＋外形標準課税へ変更

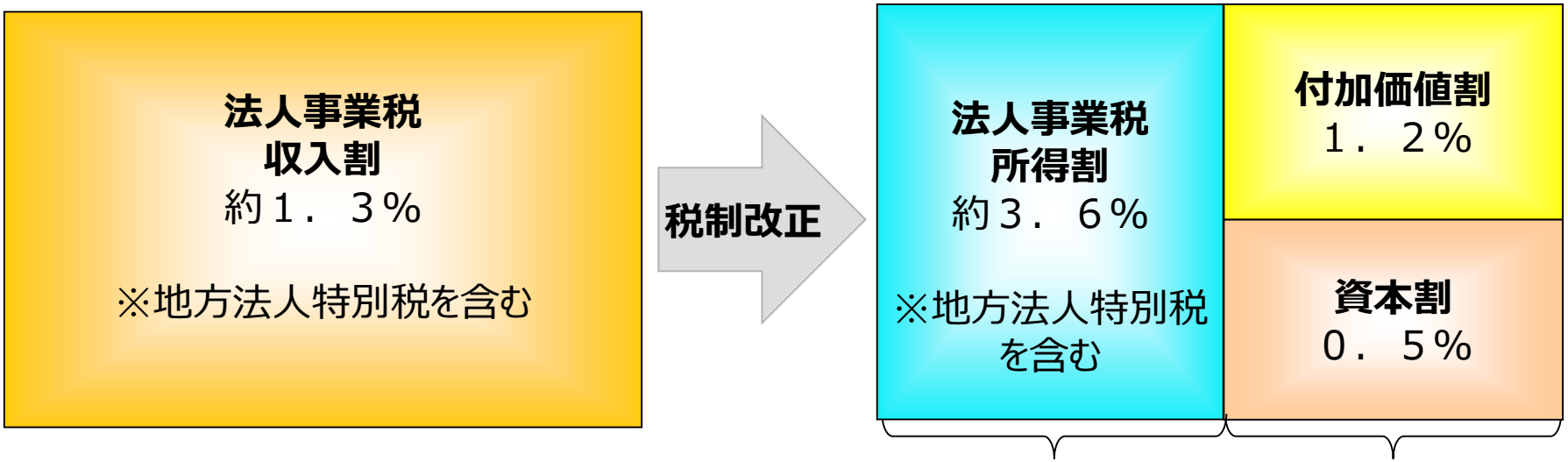

- **要望内容が実現すれば、減収額は地方全体で▲1,500億円以上**
- **特に電源立地都道府県においては、100億円以上の減収となる団体もある**

（参考）H31年度与党税制改正大綱
現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する

電気・ガス供給業の収入金額課税方式（法人事業税）の堅持【全国知事会緊急提言】

〔電気供給業〕　　〔全国知事会・主張〕

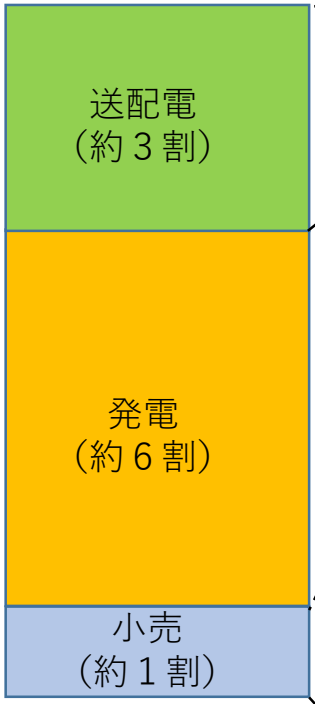

○　送配電事業については、2020年（令和2年）の**法的分離後も、総括原価方式の規制料金は電気事業法に基づく恒久措置として引き続き維持**

⇨ **総括原価方式が恒久制度である以上、収入金額課税は当然維持すべき！**

○　発電事業は、**原子力発電所はじめ大規模発電施設など事業規模が大きく、多大な行政サービスを受益する状況は一向に変わりはない**（小売全面自由化や送配電事業の法的分離が行われても他業種と異なる事業の性格・特徴は左右されるものではない。）

⇨ **発電の事業実態に変化がない一方、課税方式見直しで電源立地県中心に大減収となり、安全安心の確保・地域振興等の発電立地政策の根底を大きく揺るがし、地域住民の不信感が著しく高まる懸念大！**

○　小売全面自由化後も**消費者の新電力への契約先切替は低位**

○　「全国全ての供給区域で小売に係る規制料金は2020年度以降も当面存続」（電力・ガス取引監視等委員会）とする判断に沿って**経済産業大臣が低圧需要家向けの経過措置規制料金の存続を既に指定**

⇨ **国（経済産業省）自らが小売の新規参入が不十分と認め低圧分野の規制料金を維持！**

経済産業省及び経済団体からの要望が仮に実現すれば、**全都道府県で約1,500億円以上の減収**が見込まれ、**電源立地都道府県を中心に大きな減収が発生**（注）（知事会試算）

収入金額課税方式を堅持し、地方創生の推進、電源立地県等の安全・安心の確保、地域振興等の貴重な財源となる地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

地方法人課税諸課題プロジェクトチームについて

１ 設置趣旨

全国知事会地方税財政常任委員会に地方法人課税諸課題プロジェクトチーム（以下「ＰＴ」という。）を設置して、収入金額課税制度やデジタル経済の進展等に伴う地方法人課税の在り方等について総合的に調査、研究等を行い、併せて、政府・与党に対する要請活動等を行うことにより、適切な施策の強力な推進に資するものとする。

２ 経緯

10/3　**地方税財政常任委員会において、委員長からＰＴ設置を提案、全会一致で提案を了承**
（ＰＴリーダーに村岡山口県知事を指名）

同日　各都道府県へ委員長名でＰＴ設置要綱、ＰＴリーダー名でＰＴへの参加希望照会文書を発出

10/10　**第１回ＰＴ会議開催**（33都道府県出席）
「収入金額課税制度の堅持に関する緊急提言（案）」提案、意見照会後ＰＴリーダー一任で了承

10/18　**「収入金額課税制度の堅持に関する緊急提言」とりまとめ**
ＰＴ構成県へ送付、政府・与党要路への要請活動参加を依頼

10/21　**政府・与党要路への要請活動開始**

３ ＰＴ構成県

（38都道府県、◎はＰＴリーダー県）

北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、東京都、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、島根県、◎山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

４ 政府・与党要路への要請実績

要請日		要請先		要請者（知事）
10月21日	月	副総理兼財務大臣　麻生　太郎		石井委員長（富山県知事）
10月25日	金	公明党税制調査会顧問　北側　一雄 公明党税調調査会顧問　石井　啓一	公明党税制調査会顧問　井上　義久 公明党税制調査会会長　西田　実仁	飯泉会長（徳島県知事）
10月29日	火	自民党税制調査会副会長　塩崎　恭久	自民党国会対策委員長　森山　裕	石井委員長（富山県知事），浜田副委員長（香川県知事） 村岡ＰＴ長（山口県知事），三村青森県知事 花角新潟県知事（塩崎副会長のみ），三反園鹿児島県知事
11月5日	火	自民党税制調査会副会長　細田　博之	自民党税制調査会小委員長　宮沢　洋一	飯泉会長（徳島県知事），丸山島根県知事
11月6日	水	自民党総務部会長　中根　一幸	公明党税制調査会副会長　若松　謙維 公明党税制調査会事務局長　竹内　譲	村岡ＰＴ長（山口県知事）
11月7日	木	自民党税制調査会小委員長代理　林　芳正		石井委員長（富山県知事）
11月11日	月	自民党税制調査会長　甘利　明		石井委員長（富山県知事），村岡ＰＴ長（山口県知事）

１　収入金額課税制度の堅持

〔提案本文　P22・23〕

○　平成31年度大綱においては、「今後、法人事業税における収入金額課税全体としてのあり方を踏まえながら、小売全面自由化され2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業における新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

○　収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していること、原子力発電所をはじめとする大規模発電施設は、周辺環境への負荷が大きく、地元自治体や住民の十分な理解と協力を得て立地を実現し、多大な行政サービスを受益していること、小売全面自由化後も消費者の新電力への契約先の切替えは低位にとどまっていることや有力で独立した小売電気事業者が複数存在するとは認められず、競争圧力が不十分な現時点の状況等を踏まえれば、同制度を堅持すべきである。

２　ゴルフ場利用税の堅持

〔提案本文　P23〕

○　ゴルフ場利用税については、平成31年度大綱において「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」とされ、今後の検討事項に位置づけられている。

○　**ゴルフ場利用税は**、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、**所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応している**ことに加え、ゴルフ場利用税等を活用して、ゴルフをはじめとする各種スポーツの振興に積極的に取り組んでいること、域外から来訪する担税力のあるゴルフ場利用者が受益に応じて負担していること、その税収の３割は**ゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源**となっているとともに、その７割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、**引き続き現行制度を堅持すべき**である。

ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体及び交付団体：都道府県が課税し、収入額のうち10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場が所在する市町村に交付
2. 納税義務者：ゴルフ場の利用者（18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税）
3. 税率：標準税率1人1日につき800円（制限税率：1，200円）
   1人1日平均税額650円（非課税者を除く。）。（H29年度の状況）
4. 税収額：447億円　うち市町村への交付額：315億円【平成29年度決算額】
   （都道府県分：132億円）

ゴルフ場利用税：文科省によるR2年度税制改正要望の内容（現行制度との比較）

文科省のR2年度税制改正要望（非課税範囲の拡大）の影響額
約▲120億円（≒約130億円：都道府県分）

現行の非課税対象者

①	18歳未満の者
②	70歳以上の者
③	障害者
④	国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手
⑤	学校の教育活動としてゴルフを行う学生等
－	－
－	－

（地方税法第75条の2・第75条の3）

文科省要望

①	30歳未満の者
②	65歳以上の者
③	障害者
④	国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手
⑤	学校の教育活動としてゴルフを行う学生等
⑥	オリンピックを含む国際競技大会（※1）に参加する選手
⑦	中央競技団体（※2）が主催する全国的なアマチュア競技大会（※1）に参加する選手

※1　オリンピック以外の国際競技大会及びアマチュア競技大会の具体的内容については、22・23頁を参照。
※2　（公財）日本ゴルフ協会のこと（文科省に確認）。

その他（文科省要望書に記載）

- 「今般の税制改正によって、市町村への交付額が減ることないよう、**都道府県から当該都道府県内のゴルフ場所在市町村へ交付する割合を見直す**。」
- 「ゴルフ人口及びゴルフ場が減少を続ける現状を打開するため、**ゴルフ関係団体、関係自治体、ゴルフ業界、関係省庁とともに、ゴルフ振興方策を検討する場を設け、方策を検討**。」